賃　貸　借　及　び　保　守　等　契　約　書

宮崎県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、モノクロレーザープリンターの賃貸借及び保守並びにフルカラー複合機の賃貸借（以下「保守等」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲にモノクロレーザープリンター及びフルカラー複合機（以下「装置」という。）を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

乙は甲が装置を使用するに当たり、適切な操作方法を指導するとともに、装置が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、装置に必要な消耗品等を円滑に供給するものとする。

２　装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（賃貸借期間）

第２条　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借及び保守等の契約期間（以下「賃貸借等期間」という。）は、令和９年２月１日から令和１４年１月３１日までとする。

（賃貸借料等）

第３条　装置の賃貸借料並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に１箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料	金	円	（月額	金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円	（月額	金	円）
合　　計	金	円	（月額	金	円）

（納入に係る費用）

第４条　装置の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約と同時に契約保証金として金　　を甲に納付しなければならない。

（契約保証金は、免除する。）

２　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（賃貸借料等の請求及び支払）

第６条　賃貸借料等は、毎月分割払いとし、乙は、賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

（装置の保守）

第７条　乙は、甲が装置を常時正常な状態で使用できるように、定期的に乙又は乙の指定する者を装置の設置場所に派遣し、点検及び調整を行うものとする。

２　前項に規定する保守に要する費用は、賃貸借料等に含まれるものとする。

ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

３　乙は、装置が故障した場合には、乙又は乙の指定する者を直ちに装置の設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

４　乙は、装置の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の装置を甲に対し無償で使用できるよう措置するものとする。

（装置の取替え又は改造）

第８条　装置の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

２　装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要が生じた場合は、変更契約の締結をするものとする。

（契約不適合責任）
第９条　装置の種類、品質又は数量に関して、この契約に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。
（装置の移転）
第１０条　甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。
（装置の返還）
第１１条　甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。
２　乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。
（管理義務）
第１２条　甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。
（権利義務の譲渡の禁止）
第１３条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。
（秘密の保持）
第１４条　乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は賃貸借等期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。
（個人情報の保護）
第１５条　乙は、賃貸借及び保守等に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記１個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
（情報セキュリティ対策）
第１６条　乙は、賃貸借及び保守等に係る業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記２情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。
（損害賠償）
第１７条　甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（契約の解除）
第１８条　甲又は乙は、相手方がこの契約の義務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができるものとする。
２　甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
３　甲は、前２項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
（契約に係る費用）
第１９条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。
（協議等）
第２０条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第６章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　宮　崎　県
　　宮崎県知事　河野　俊嗣

乙　住所
　　商号
　　代表者

別紙明細書

機　　種	機械台数	設置場所
	1　台	
	2　台	

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第２　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第４　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

２　甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止）

第５　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（漏えい等の事案発生時の対応）

第８　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）
第９　乙は、自己の責に帰すべき事由により、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。
（資料の返還等）
第１０　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
２　乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。
３　乙が第１項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。
（従事者等の特定）
第１１　乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。
（従事者等に対する教育等）
第１２　乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。
２　乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。
（特記事項の遵守状況の報告）
第１３　乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。
（実地調査等）
第１４　甲は、必要があると認めるときは、乙が処理するフルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求　め、又は実地に調査することができる。
（事故報告）
第１５　乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

別記２

情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第２　乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第３　乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第４　乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第５　乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

（ＩＤ及びパスワードの取扱い）

第６　乙は、甲から使用する機器のＩＤ及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第７　乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第８　乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第９　乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

（ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止）

第１０　乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

（コンピュータウイルス対策）

第１１　乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

（従事者への周知）

第１２　乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第１３　乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第１４　乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（法令遵守）

第１５　乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律及び条例を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）

(2) 著作権法（昭和４５年法律第４８号）

(3) 宮崎県個人情報保護条例（平成１４年宮崎県条例第４１号）

契　約　書

宮崎県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給契約について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲に設置するフルカラー複合機（以下「装置」という。）を甲が使用するにあたり、甲に適切な操作方法を指導するとともに、装置が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、装置に必要な消耗品等を円滑に供給するものとする。

２　装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（契約期間）

第２条　装置の保守及び消耗品等の供給契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、保守及び消耗品等の供給の期間は、令和９年２月１日から令和１４年１月３１日までとする。

（保守及び消耗品等代金等）

第３条　装置の保守及び消耗品等代金は、明細書のとおりとする。ただし、明細書記載の保守及び消耗品等代金には、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

２　保守及び消耗品等代金の計算は、月の１日から末日までの１箇月毎に行うものとする。

３　前項の場合において、乙又は乙の指定する者が装置の点検と調整のために使用した複写枚数及び乙の責に帰すべき原因による不良複写に係る複写枚数は１箇月の複写枚数からこれを控除するものとする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約と同時に契約保証金として金　　を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

（保守及び消耗品等代金の請求）

第５条　乙は、毎月末において甲の確認を受けてプリント枚数を算出し、保守及び消耗品等代金並びに消費税及び地方消費税額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

（保守及び消耗品等代金の支払）

第６条　甲は、前条の規定による乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

（装置の保守）

第７条　乙は、甲が装置を常時正常な状態で使用できるように、定期的に乙又は乙の指定する者を装置の設置場所に派遣して点検及び調整を行うものとする。

２　前項に規定する保守に要する費用は、第３条の保守及び消耗品等代金に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

３　乙は、装置が故障した場合は、甲の要請により、乙又は乙の指定する者を直ちに装置の設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

４　乙は、装置の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の装置を甲に対し無償で使用できるよう措置するものとする。

（適用除外）

第８条　次の各号に掲げる原因により生じた装置の故障又は損傷について、乙が修理、交換等を行った場合には、乙は第３条に規定する保守及び消耗品等代金のほかに装置

の保守に要する費用を甲に請求することができる。
（１）乙の指定する者以外の者による改造、修理、分解、加工等
（２）乙の指定する者の立会いを得ずしてなされた設置場所の変更
（３）乙所定以外の部品又は消耗費等の使用
（４）乙指定の操作方法以外の方法による使用
（５）故意、重大な過失等甲の責に帰すべき事由
（６）火災、天災地変その他不可抗力による事由

（かし担保）

第９条　装置の隠れたかしにより装置の運転及び操作に不能が生じた場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

（管理義務）

第１０条　甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

（消耗品等の供給）

第１１条　ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは、乙又は乙の指定する者の点検又は甲の通知に基づき、画質維持のため乙が必要と認めた場合は、これを取替えるものとする。

２　乙は、消耗品等について、乙又は乙の指定する者の巡回又は甲の申出によって予備手持量の不足を知った場合は、当該消耗品等を供給する。

（消耗品等の所有権）

第１２条　消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、かつ管理しなければならない。

２　甲は、装置及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等をき損したり、消耗品等を他に流用してはならない。

（設置場所の変更）

第１３条　甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、装置の移動は、乙が実施するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第１４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第１５条　乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第１６条　乙は、保守及び消耗品等の供給に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第１７条　甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第１８条　甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

２　甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

３　甲は、前２項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

４　乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成２３年宮崎県条例第１８号)第２条第４号に規定する暴力段関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
イ　暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
エ　消耗品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（費用の負担）

第１９条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第２０条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　　日

甲　宮　崎　県
宮崎県知事　河野　俊嗣

乙　住所
商号及び名称
代表者

別紙

明　細　書

１　契約対象機械及び設置場所

機種・型式	台数	設置場所
	２	宮崎市橘通東２丁目１０番１号 宮崎県農政水産部畜産振興課 宮崎県庁１号館５階

２　保守及び消耗品等代金

区　分	内　容	数量	単　価
基本料金	モノクロ○○○枚を含む	１式	円
モノクロ	○○○枚目～	１枚	円
フルカラー	１枚目～	１枚	円

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第２　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第４　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

２　甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止）

第５　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（漏えい等の事案発生時の対応）

第８　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第９　乙は、自己の責に帰すべき事由により、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第１０　乙は、フルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。

３　乙が第１項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（従事者等の特定）

第１１　乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育等）

第１２　乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

２　乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

（特記事項の遵守状況の報告）

第１３　乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

（実地調査等）

第１４　甲は、必要があると認めるときは、乙が処理するフルカラー複合機の保守及び消耗品等の供給に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（事故報告）

第１５　乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

別記２

情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第２　乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第３　乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第４　乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第５　乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

（ＩＤ及びパスワードの取扱い）

第６　乙は、甲から使用する機器のＩＤ及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第７　乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第８　乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第９　乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

（ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止）

第１０　乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

（コンピュータウイルス対策）

第１１　乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

（従事者への周知）

第１２　乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第１３　乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第１４　乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（法令遵守）

第１５　乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律及び条例を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）

(2) 著作権法（昭和４５年法律第４８号）

(3) 宮崎県個人情報保護条例（平成１４年宮崎県条例第４１号）